

(厚生労働委員会)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成十五年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金を支給する。
- 二 平成十五年四月二日以後に、昭和六年九月十八日以後昭和十二年七月七日前に公務上の傷病にかかった軍人の妻となった者に対し、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金を支給する。
- 三 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に対し、額面五万円、五年償還の国債による特別給付金を支給する。
- 四 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。